

「日本健康相談活動学会誌」投稿規定

1. 投稿者

投稿者は共著者を含め、すべて日本健康相談活動学会会員であること。ただし編集委員会から依頼した原稿はこの限りでない。

2. 原稿の著作権

- 1) 本誌に掲載された原稿の著作権は日本健康相談活動学会に帰属する。
- 2) 共同研究者がいる場合、論文の筆頭者は論文を投稿する際に著作権譲渡承諾書を提出する。

3. 投稿上の注意、及び原稿の種類

- 1) 原稿は、健康相談活動・健康相談に関する研究（養護教諭としての資質・能力の向上並びに、健康相談活動・健康相談の学術研究の振興につながり、子どもたちの成長と発達に貢献する実践、養成教育、現職研修など）の進展に寄与するものであること。
- 2) 投稿論文の内容は他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないもの（予定も含む）に限る。また、本誌投稿中、他誌への投稿をしてはならない。
- 3) 倫理規程
投稿にあたっては、対象者の同意や所属機関の承認を得るなどのプライバシーに配慮すること。論文内容が倫理的配慮を必要とする場合は、方法に倫理問題について記載すること。

4) 原稿の種類

原稿の種類は、原著、総説、研究報告、実践研究、資料、特別報告、その他であり、著者はそのいずれかを明記しなければならない。それぞれの内容は下記のとおりである。なお、構成については表1・2を参照すること。

【原著】論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見や理解が論理的に示されており、健康相談活動・健康相談の知見として意義が明らかである論文。

【総説】健康相談活動・健康相談に関わる特定のテーマについて多目的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察した論文。

【研究報告】健康相談活動・健康相談の発展に寄与すると認められる研究論文。

【実践研究】健康相談活動・健康相談に関して研究的にまとめられた実践。

【資料】健康相談活動・健康相談に関する有用な資料、情報、海外動向など。

【特別報告】編集委員会が設定したテーマについて執筆した論文であり、編集委員会が査読を行う。

【その他】学会が会員に知らせるべき記事、健康相談活動・健康相談に関する専門書（学術書）の【書評】、【論文の紹介】、【会員の声】等。

4. 投稿手続きと送付先

- 1) 原稿は、PDF ファイルにし、メールにて編集委員会(edit@jahca.org)に送付する。
- 2) 原稿は、正論文(編集委員会保存用)と副論文(査読用)の2部を用意する。副論文は、査読用なので、謝辞や付記(著者が特定されるような記載)を抜く。また表紙については、後述の10.10)を参照のこと。なお、投稿に際しては、次の3点をPDFファイルにて原稿とともに送付する。

- ・著作権譲渡承諾書
- ・査読費を振込んだことが確認できるもののコピー

・所定のチェックリスト(投稿者の記名・捺印済みのもの)

3) やむをえない事情により、メールにて投稿できない場合、原稿は封筒の表に「日本健康相談活動学会誌原稿」と朱書し、学会事務局宛の郵送記録が残る方法(書留、郵パック等)で郵送する。

5. 原稿の受付および採否

- 1) 原稿の採否および種別については、査読を経て、編集委員会が決定する。
- 2) 編集委員会の審査により返送され、再提出を求められた原稿は、指定された締め切り期日までに再投稿すること。期日を過ぎて再投稿された原稿は、新規受付として、次号においてとり扱われる。
- 3) 編集委員会の判定により、論文の種類の変更を著者に勧めることがある。
- 4) 査読結果は、投稿者に電子メールにより知らせる。

6. 投稿された原稿は、理由の如何を問わず返却しない。

7. 著者校正は1回とする。ただし校正の際の加筆は原則として認めない。

8. 学会誌の発行は年1回とする。(投稿の締め切りは、前年8月末日とする)

9. 投稿原稿の1編は原稿の種類を問わず、図及び表を含めて本文を下記の枚数以内にとどめることを原則とする。

原著 1編 8頁、総説 1編 8頁、研究報告 1編 8頁、実践研究 1編 8頁、資料 1編 8頁、特別報告(随時提示する)、その他 1編 2頁

10. 原稿執筆の要領

1) 原稿はA4版(1行40字×35行、1400字)で横書きとする。文字サイズは10ポイント、フォントはMS明朝体、ローマ字はヘボン式を用いることが望ましい。

査読を終了した最終原稿は、WordまたはExcelファイルでメールにて提出する。

2) 本文には、頁ごとに左側に行番号を入れる。

3) 文章は新かなづかいを用いて、楷書にて簡潔に記述する。句読点、カッコ等(「 ({ ~)」は1字分とする。

4) 項目番号の順番は、原則として下記のとおりとする。

I 1 1) (1) ① i

5) 外来語はカタカナで、外国人名や日本語になりきっていない単語は、原則として活字体の原綴りで書く。

6) 数字はすべて算用数字とし、2桁以上の場合、1文字分に2文字を収める。

7) 図表の原図は、ワープロ又は黒インクを使って明瞭に書く。縮小することが適当と思われる図表は、原図と縮小した図表をともに作成し、その旨を明記する。印刷製版に不向きと思われる図表は書き換え又は割愛を求めることがある(専門業者に制作を依頼したものの必要経費は、著者負担とする)。

8) 図表は全て本文とは別紙とし、本文中に挿入を希望する箇所に原稿の右の欄外に朱書により指定する。

9) 文献記載の様式

(1) 著者が多数の場合は最初の3名を記し、あとは「他」(英文はet al.)とする。

(2) 文献の記載方法は以下のとおり引用番号順とする。

① 引用文献は、本文中の引用箇所の右肩に「……¹⁾ 2)」、「……¹⁾・⁹⁾ -11)」のように番号をつ

け、本文原稿の最後一括して引用番号順に記載する。

② 記載方法は下記の例示のごとくとする。

雑誌掲載論文 著者名：表題、雑誌名、巻(号)、頁～頁、発行年

単行本 著者名(分担執筆者名)：表題、編集・監修者名、書名(版数)、
引用頁～頁、出版社名、発行地、発行年

翻訳本 原著者名(原書の発行年)／訳者名(翻訳書の発行年次)：翻訳書の書名(版)、
頁～頁、出版社名、発行地

ホームページ、インターネットウェブサイト引用内容が明確に記載されているURLを示し、
アクセスした年月日を()内に記載する。

書籍とウェブサイト双方に同一の引用文献がある場合は、書籍を優先引用文献とする。ウ
ェブサイトから引用する場合

・文部科学省、科学技術・学術 http://www.mext.go.jp/a_menu/02_d.htm

(2013年3月30日にアクセス)

10) 原稿には表紙をつけ、①表題、②英文表題(和文及びローマ字)、③著者名(和文及びローマ字)、
④所属機関名、⑤代表者の連絡先(住所、電話番号、FAX、メールアドレス)、⑥図表や写真の数、
⑦希望する原稿の種類、⑧別刷希望部数、⑨編集委員会への連絡事項を明記する。(一部には①～⑨
まで、もう1部は査読用なので①②⑥⑦を記入)

11) 投稿原稿には、和文抄録(600字以内)及び5つ以内の英文と和文のキーワード(記述順序は、重
要なワード順)をつける。これらは、表紙及び本文とは別に別紙として用意する。

12) 原著の場合は和文抄録に対応した英文抄録(400words以内)をつける。また、他の論文についても
できれば英文抄録をつけることが望ましい。尚、英文抄録は、採択後、専門業者の校閲を受けて2
週間以内に提出する。

11. 著者が負担すべき費用

1) 掲載料 規定枚数を超過した分については、必要経費を著者負担とする。超過稿は1頁8,000円と
する。

2) 原著、総説、研究報告、実践研究、資料、その他など、編集委員会から依頼した原稿以外の投稿に際して
は、査読のための費用として、7,000円を下記口座に振込む。投稿の際には、振込が確認できるもののコピ
ーをPDFファイルにてメールで送付する。なお、やむを得ない理由で振込が確認できるもののコピーをメ
ール送信できない場合には、学会事務局宛に郵送する。

【振込先】日本健康相談活動学会 編集委員会

ゆうちょ銀行 記号:10190 番号:44899141

他金融機関からの振込 店名:〇一八(ゼロイチハチ) 店番:018 普通預金 口座:4489914

3) 別刷料 別刷はすべて実費を著者負担とする。

別刷り代金(税別)

本文16ページまで

50冊まで ¥5,000-

51冊～ @90-

例) 80冊の場合、 $5,000 + 30 \times @90$ で7,700円。別刷の請求書は発送時に同梱するので、各自で入金すること。

4) その他 図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

付則 この規定は2005年2月26日から施行する。

付則 この改正規定は2006年2月18日から施行する。

付則 この改正規定は2007年2月18日から施行する。

付則 この改正規定は2008年3月 2日から施行する。

付則 この改正規定は2009年3月 1日から施行する。

付則 この改正規定は2011年2月20日から施行する。

付則 この改正規定は2014年4月 1日から施行する。

付則 この改正規定は2015年3月 1日から施行する。

付則 この改正規定は2016年3月 6日から施行する。

付則 この改正規定は2017年1月22日から施行する。

付則 この改正規定は2018年3月 4日から施行する。

付則 この改正規定は2019年3月 3日から施行する。